

## 【貨物】行政処分状況（令和2年8月分）

### トラック

(1) 行政処分又は命令の年月日	令和2年8月27日
(2) 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	(事業者) 広田ユニオン株式会社 代表取締役社長 廣田慎吾 (法人番号1120001016049) (位置) 大阪府大阪市城東区闇目4丁目3番14号
(3) 当該行政処分又は命令に係る営業所の名称及び位置	(事業者) 沖縄営業所 (位置) 沖縄県那覇市字国場917-207
(4) 行政処分又は命令の内容	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告
(5) 主な違反条項	貨物自動車運送事業法第17条第4項
(6) 監査実施の端緒及び違反行為の概要	令和2年7月9日、適正化実施機関の行った巡回指導の評価結果を端緒に監査実施。3件の違反事実が認められた。 (1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項~3項) (2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項) (3)運転者台帳の記載事項不備(安全規則第9条の5第1項)
(7) 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び事業者の累積点数	(事業者) 6点 (当該営業所) 6点